



中津市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度指定管理者監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年1月27日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

指定管理者監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
八面山交流施設	左記の指定管理者が行った公の施設の管理に係る令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の出納その他の事務	令和4年11月18日～ 令和5年1月27日
中津市総合体育館ほか5施設		

2. 監査を実施した監査委員 岡 雅一 ・ 恒賀 慎太郎

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

監査にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

・所管部局関係

- ①公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法や条例等に根拠をおいているか。また、その指定は適正・公正に行われているか。
- ②管理に関する協定等の締結は適正か。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続きは適正になされているか。
- ④事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑤施設の利用促進を図るため、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

・指定管理者関係

- ①施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正か。また、利用促進のための努力はなされているか。
- ③公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

5. 監査の結果

指定管理者が行った公の施設の管理に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各施設は関係法令、協定等の定めるところにより管理が行われ、公の施設として一定の効果を示し、概ね適正に指定管理業務の実施及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和5年2月3日（金）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、指定管理者を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【ゼンカイセキュリティー・香帆共同体】

(1) 施設名 中津市八面山交流施設ふるさと回想館「八面山荘」

(2) 所管部局・課 三光支所 地域振興課

(3) 施設の設置目的

本市の伝統文化、スポーツ、芸術、産業等を通じ、市民と他の地域住民との交流を図ることによりふるさとを見直し、新たな文化を再構築するとともに地域に活力を醸成させ、地域住民の文化と生活の向上を図る。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

II. 指定管理業務の内容

- ① 施設の管理運営に関する業務
- ② 施設の利用料金の収納等に関する業務
- ③ 施設及び付属施設の維持管理に関する業務
- ④ 前述に掲げるものの他、必要と認める業務

III. 事業費 11,205,370 円 (令和3年度収入決算額)
うち指定管理料 3,819,000 円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- ① 宿泊施設の営業者は、旅館業法第6条に規定する宿泊者名簿(氏名、住所、職業、外国人の場合は国籍・旅券番号の記載及び旅券の写しの保存)を作成するよう定められているが、姓と電話番号しか記載されていなかった。

旅館業法等に準じた適切な事務処理を求める。

- ② 月次表の提出はあるが、その収入・支出の根拠となる出納簿等の作成がないため、額の正当性の判断が困難であった。

また、入出金の伝票がないため、会計担当者のみでの判断で入出金が行われているように見受けられ、会計処理のチェック体制が不十分であった。

施設使用料等の公金・準公金の取扱いを行っていることを十分に留意し、科目毎の出納簿等を作成し、また、収入・支出伝票については作成後、起票者以外のものが確認する等、会計事務の見直しを求める。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

市長(指定管理者)は、施設利用者から利用申請書を受領し使用許可書を交付すると定められているが、受領及び交付を行っていない。

また、条例等に申請・許可が不要な場合の定義がないため、食事客・日帰り入浴客・宿泊客についても申請・許可が必要になっていた。

指定管理者に、利用申請書の受領及び使用許可書の交付を行うよう指導するとともに、利用者の利便性向上の観点から、食事客等については口頭等による申請・許可ができるよう、規則の改正等を検討されたい。

【シンコースポーツ・日本管財・ASICSグループ】

(1) 施設名 中津市総合体育館ほか5施設
中津市総合体育館・大貞総合運動公園野球場・中津軟式
野球場・永添運動公園・三光総合運動公園・田尻ソフト
ボールグラウンド

(2) 所管部局・課 教育委員会 体育・給食課

(3) 施設の設置目的

スポーツの推進・市民の健全発達に寄与するため、市民が気軽にスポー
ツ・レクリエーション活動に取り組むことができる施設と機会を提供する
ことを目的とし設置している。

(4) 指定管理の概要

I. 指定期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日

II. 指定管理業務の内容

- ① 施設利用の受付、許可に関する業務及び案内に関する業務
- ② 施設・整備の維持管理及び修繕に関する業務
- ③ 施設利用者の利便向上に資する業務
- ④ 利用促進に関する業務
- ⑤ 広報に関する業務
- ⑥ 防災・緊急対応に関する業務
- ⑦ 上記各号に関するその他の業務

III. 事業費 131,105,969円 (令和3年度収入決算額)
うち指定管理料 94,262,000円

(5) 監査の結果

I. 団体に対する事項
(指摘事項)

- ① 事業報告書に添付の収支状況報告について、各項目の合計額のみで積算
根拠が記載されている内訳書がないため額が適正であるかの判断（履行確
認）ができないものが散見された。
また、自主事業の実施状況報告は、事業名、金額、参加人数等の数値の
みの報告で詳細な事業内容の報告がなかった。
確実な履行確認のためにも詳細な事業報告書を作成し提出されたい。
- ② 事業計画書では、電力自由化の導入についての記載があり「削減の効果が見
られておりますので年度報告書で報告いたします」と書かれているが、事業報告
書には削減効果についての記載がなかった。
事業報告書には、事業計画書で計画した事業内容の取組状況や結果を記載
するよう求める。
- ③ ダイハツ九州アリーナのトレーニング室は、利用する場合、実際に行っ
てみるか電話で確認する以外リアルタイムでの利用者数の把握はできな
い。例えば、会員証のバーコードを入室・退室時に読み込むことで現在の
利用者数がホームページ等で確認できるシステムを導入している施設もあ
る。コロナ禍のこの時期、利用者が混雑を避けて効率的に施設利用ができ
るよう、入退室管理システムの導入を検討されたい。

II. 所管課に対する事項
(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。